

全 住 協 第 4 0 号  
令和 4 年 4 月 2 7 日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会  
事 務 局 長 米 山 篤 史

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した  
適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について

国土交通省から標記について、周知依頼がありました。詳細は、別紙資料を  
ご参照ください。

## 記

### 1. 概 要

政府の「原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議」においてとりまとめられた「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」におきまして、現下の原材料費等の高騰の状況を踏まえた対策の一環として、建設業における適正な請負代金の設定や適切な工期の確保及びストレートアスファルト等の原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁することによるアスファルト合材の取引の適正化について、政府全体で取り組むこととされたところです。

これを踏まえ、民間工事の発注者たる皆様に別添のとおり通知文を送付させていただきます。

会員企業等に周知いただくとともに、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

### 2. 通知資料

- (1) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について  
(国不建第55号 令和4年4月26日)
- (2) ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分のアスファルト合材価格への適切な転嫁と適正な請負代金の設定等について  
(20220426製局第1号 令和4年4月26日)

※全住協HPに掲載 <https://www.zenjukyo.jp/topics/article-19376>

3. 問合せ先 (一社) 全国住宅産業協会 担当: 田島  
TEL 03-3511-0611

以 上